

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成27年9月大治町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番吉原経夫君、8番横井良隆君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君。

○議会運営委員長（浅里周平君）

報告します。議会運営委員会は平成27年8月28日午前10時より開会し、平成27年9月定例会会期を本日9月2日から9月24日までの23日間と決定しました。以上です。

○議長（織田八茂君）

はい、ご苦労さまです。

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から9月24日までの23日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月24日までの23日間と決定をしました。

日程第3、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告がありました。

日程第4、教育委員会の「点検・評価報告書」について。

既にお手元に配付のとおり、教育委員会委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により議会に提出がありました。

日程第5、議案第40号から日程第10、議案第45号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第40号大治町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

大治町個人情報保護条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成27年9月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、本町が保有する特定個人情報に係る適切な取り扱いの確保及び開示等の実施について、番号法の趣旨にのっとり必要な措置を講じるためでございます。よろしく申し上げます。

議案第41号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について。

大治町使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成27年9月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは、葬祭具の貸出制度の廃止並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するためでございます。よろしく申し上げます。

議案第42号平成27年度大治町一般会計補正予算。

平成27年度大治町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億168万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億489万3000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年9月2日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきまして、人事異動等に伴う補正を初め、総務費において、地区集会所建設事業費補助金を20万円、個人番号カード交付に伴う事務費を101万7000円計上し、民生費において、各種国庫・県負担金・補助金返還金の経費として2689万円を計上し、後期高齢者医療特別会計繰出金として701万3000円を増額し、衛生費において、資源ごみ等搬出用地設置に要する経費として644万1000円を計上するものでございます。

これらの財源として、地方特例交付金、地方交付税及び国・県支出金を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

議案第43号平成27年度大治町国民健康保険特別会計補正予算。

平成27年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2471万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8659万9000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年9月2日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、諸支出金として返還金など2471万6000円を増額するものでございます。

これらの財源としましては、本算定に伴う保険税の増額及び前年度繰越金等を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

議案第44号平成27年度大治町介護保険特別会計補正予算。

平成27年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ819万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6441万3000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年9月2日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、保険事業勘定におきまして、歳出につきましては、平成26年度の保険給付費実績の負担割合及び地域支援事業費実績の交付割合に基づいた返還のため諸支出金の償還金として819万5000円を増額するものでございます。

この財源としましては、過年度精算交付金及び前年度繰越金を充てるものでございます。よろしくお願いいたします。

議案第45号平成27年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成27年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ715万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億9951万8000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年9月2日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金として715万5000円を増額するものでございます。

この財源として、一般会計繰入金及び繰越金を充てるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（織田八茂君）

日程第11、議案第46号から日程第16、議案第51号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第46号平成26年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大治町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年9月2日提出、大治町長。

平成26年度大治町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額83億2824万4856円、歳出総額79億600万6486円で、歳入歳出差引額は4億2223万8370円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源368万9000円を差し引いた実質収支額は4億1854万9370円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしくお願いいたします。

議案第47号平成26年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年9月2日提出、大治町長。

平成26年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額34億6166万5604円、歳出総額31億637万2873円で、歳入歳出差引額は3億5529万2731円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は3億5529万2731円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

議案第48号平成26年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年9月2日提出、大治町長。

平成26年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算は、歳入総額22万2233円、歳出総額22万2233円で、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額及び実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は全てございません。よろしく申し上げます。

議案第49号平成26年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年9月2日提出、大治町長。

平成26年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定におきましては、歳入総額14億298万3880円、歳出総額13億4909万4968円で、歳入歳出差引額は5388万8912円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は5388万8912円でございます。なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

また、介護サービス事業勘定におきましては、歳入総額2013万5468円、歳出総額1786万7455円で、歳入歳出差引額は226万8013円です。このうち、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は226万8013円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

議案第50号平成26年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年9月2日提出、大治町長。

平成26年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額4億2686万6789円、歳出総額4億2541万6806円で、歳入歳出差引額は144万9983円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は144万9983円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

議案第51号平成26年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年9月2日提出、大治町長。

平成26年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額4億5905万5347円、歳出総額4億5891万1547円で、歳入歳出差引額は14万3800円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は14万3800円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

ただいま議題となっております平成26年度大治町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、住田昭敏監査委員にご出席をいただいておりますので決算審査意見の報告を求めます。

○監査委員（住田昭敏君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、住田監査委員、どうぞ。

○監査委員（住田昭敏君）

平成26年度大治町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類並びに基金運用状況の審査につきましては、地方自治法第233条第2項及

び同法第241条第5項の規定に基づき、平成27年8月3日と4日の両日にわたり、下方繁孝監査委員とともに歳入歳出決算、関係帳簿及び証書類等を慎重に審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

審査の方法は、歳入歳出決算及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等について、関係法令に準拠して調製または作成されているか、計数は正確か、予算の執行は適正か、財政運営は健全か等に主眼をおいて審査するとともに、関係部局に資料の提出を求め、あわせて必要に応じ説明を受けて審査の参考にいたしました。

証書類の検証、現金・預金の残高及び有価証券の確認等については、地方自治法第235条の2の規定に基づき、例月出納検査において実施したので、その結果を踏まえて審査を行いました。

審査の結果については、いずれも法令に基づいて作成されており、記載されている決算数値は正確であると認められました。

一般会計では、形式収支、実質収支ともに黒字でしたが、実質単年度収支は平成20年度以来6年ぶりの赤字でした。

景気は緩やかな回復基調が続いているとはいえ、先行きの不透明感が続く中であって町税の収入未済額を5年連続で縮減していることは評価するものです。町の歳入の根幹は町税であり、その収納率が安定的な財政運営を左右するので引き続き収納率の向上に力を注ぎ、収納未済額の縮減に努めていただきたい。

人口減少社会の進行に伴い、地方公共団体が提供する行政サービスの重要性は今後一層増大していきます。事務事業の執行に当たっては、事業の目的、住民ニーズ、費用対効果などの検証を行って、効果的かつ効率的な執行に努めていただきたい。

住民からの信頼に応える事務品質を維持するためにコンプライアンスの確保や職員の財務会計事務に関する事務処理能力の向上について一層取り組むとともに、内部統制体制を整備し、合規性、正確性はもとより最小の経費で最大の効果を上げるよう経済性、効率性、有効性の視点をもった執行を図っていただきたい。

また、基金の運用状況につきましても基金の設置目的に沿って適正に運用し、その収支の計数も正確であったと認められました。

次に、国民健康保険特別会計では、保険税の収納率は前年度より2.58ポイント上がった67.66%でした。

前年度に比べ収入未済額を縮減したことや現年度分収納率が上昇したことは評価できるものの、依然として収入未済額は一般会計の町税収入未済額を超えており保険給付費もふえ続けています。

今後も積極的に収入未済額の縮減に努め収納率の向上を図っていただくとともに

に健康増進を促して保険給付費の削減に努めていただきたい。

次に、介護保険特別会計では、介護保険料の収納率は前年度より0.13ポイント下がった94.93%でした。負担の公平性の確保及び制度の安定的な運営を図るためにも保険料の収納率の向上に努めていただきたい。

次に、公共下水道事業特別会計は供用開始から5年が経過しました。今後も多額の費用負担が見込まれるので費用に見合った効果が得られるよう接続率の向上に努め健全な財政運営を行っていただきたい。

土地取得特別会計、後期高齢者医療特別会計については、特に指摘すべき事項はございませんでした。

なお、審査の概要につきましては、お手元の意見書のとおりでございますのでよろしくお願いをいたします。

以上、簡単ではございますが、平成26年度一般会計・特別会計の決算審査の結果報告とさせていただきます。以上です。

○議長（織田八茂君）

ありがとうございます。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時37分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、議案第52号及び日程18、議案第53号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第52号大治町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により、大治町道路線を別紙のとおり認定するものとする。

平成27年9月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは、寄附採納に伴い路線を認定するためでございます。よろしくお願いします。



議案第53号物品購入契約について。

平成27年8月20日、指名競争入札に付した小型動力ポンプ付積載車購入について、左記のとおり購入契約を締結するため、大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。平成27年9月2日提出、大治町長。

本件の小型動力ポンプ付積載車購入の契約は、契約金額1582万1130円で平和機械株式会社と契約を締結するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

日程第19、同意議案第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を大治町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方自治法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成27年9月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは、野間祐司委員の任期が平成27年12月26日をもって満了することに伴い、引き続き大治町固定資産評価審査委員会の委員として選任するものでございます。よろしく申し上げます。

失礼しました。訂正をさせていただきます。地方税法第423条第3項の規定によりでございます。失礼しました。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

お諮りします。

同意議案第4号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています同意議案第4号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第4号を採決します。

同意議案第4号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、同意議案第4号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第20、同意議案第5号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第5号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

次の者を大治町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。平成27年9月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大竹正吾委員の任期が平成27年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き大治町教育委員会の委員として任命するものでございます。よろしく願います。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

11番浅里です。今回提案していただいております大竹正吾委員の再任の案件でございます。この人物に対して問題を提起するわけではないんですが、提案理由のところで平成27年9月30日任期満了とあります。先ほどの固定資産委員の任期は12月26日ということで今月末で任期が切れる方の提案を今議会にいただいております。なぜこうなったのか、説明をいただきたい。例えば、本人が再任に対して渋って今日に至ったのかどうかと。そういうことはないというふうに思うんですが、説明を願いたい。

○議長（織田八茂君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、教育長平野香代子君。

○教育長（平野香代子君）

今、時期の問題を質問されたと思うんですが、特に本人が拒まれたというわけではなく教育委員会といたしましては9月で任期満了になりますので、今後新教育委員会制度もありますけれども、毎年この時期に任期が終わって新しい方を選任していくということで考えておりますので、特別拒まれてこの時期になったというわけではございません。もうちょっと早くやった方がいいということでありましたらまたこちらで検討はさせていただきますが、教育委員会といたしましては9月30日で任期が切れますのでこのタイミングで新しい方を選任していくということで考えているところであります。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

以前の教育委員会のこういった任命のことについてつぶさに調べたことがないものですからそのことに対しては言及しませんが、今月の9月30日に任期満了でしょう。この委員の任命、同意なんかについては大体議会としては最終日にやってきています。今回この冒頭に行ったのは、手続上日程的に初日にやった方がいいだろうということの選定でやったんでございます。最終日で採決していくとなると、もう日程的に休みもありますから4～5日しかないという状況ですから、そういう点でいくとやはり6月議会あたりで提案していただいた方が事務手続上ゆったりと進んでいくのではないかというふうに思うんですよ。先ほど言った固定資産評価審査委員は12月だけれどこの9月議会に出している。そういう点では日程的に今後は配慮していただきたいというふうに思います。何かあつて渋ったのかなというふうな思いで捉えることもできますので、そういうことで終わりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原でございます。教育委員会は町行政とは別に独立した組織でございます。特に教育内容及び人事についてはそうならなければならないと思っております。暫時休憩中ではございますが、先ほど総務部長が暫時休憩を取り、教育長にいろいろ助言をしていた。人事についての案件についての助言ですからこれはおかしい。当然、教育長なり教育部長が話し合つて答弁するのはいいことでございます、認められることでございますが、先ほど町行政側の総務部長がこの案件について、他の議員の質問に関していろいろ助言をされた。これは暫時休憩中といへども本会議場でございます。それは認められるものではないと思ひますが、その点について教育長どのようにお考えでしょうか。

○議長（織田八茂君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時48分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（織田八茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

先ほどの質疑がいけないということで少し言い方を変えさせていただきます。この大竹正吾委員の選任につきまして、当然教育委員会からの提案でございますが、先ほどのやりとりを見ていると最終的には教育委員会が判断したことかもしれませんが、町行政側からの判断もあるのではないかという疑問を持ちました。その点、教育長、町行政側の提案ではなくてちゃんと教育委員会の方でしっかりとやったと。先ほどの見解を見ていると、この流れですね、教育委員提案の流れが教育長が熟知していなくて総務部長が熟知しているというふうに見えるわけでございます。ということは町行政側からの何か提案があったのではないかという疑義がありますので、その点をたださせていただきます。

○議長（織田八茂君）

答弁はありますか。

ありませんので、他に質疑の方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、吉原君、3回目ですが。

○7番（吉原経夫君）

今の議長のやり方ですね、教育長が手を挙げようとしておりますので答えていただきたいと思いますが、議長がとめるのではなくて以上お願いします。

○議長（織田八茂君）

3回目の質問だね、今。いいですか。

答弁ありますか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、教育長平野香代子君。

○教育長（平野香代子君）

教育委員の選任につきましては、教育委員会の中で選任したことでございますので、町行政側から何か意見を言われたとかこうしなさいと言われたとかいうことは一切ございません。以上です。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

同意議案第5号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております同意議案第5号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

討論のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第5号を採決します。

同意議案第5号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、同意議案第5号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第21、発委第2号大治町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議

題とします。

議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

11番浅里周平君、どうぞ。

○議会運営委員長（浅里周平君）

発委第2号大治町議会会議規則の一部を改正する規則について。

大治町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成27年9月2日提出、議会運営委員会委員長。

この案を提出するのは、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するためでございます。以上提案します。よろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

お諮りします。

発委第2号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会に付託しないこととしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号は委員会に付託しないことに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

発委第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議員派遣の件についてを議題とします。

本件についてはお手元に配付しました表に基づき、1の内容については議員を派遣しましたので報告します。

次に2の内容については、議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時53分 散会